

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	9	担当課	県民生活課
法令名	消費生活協同組合法	根拠条項	69 - 1	許認可等の内容	消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の合併の認可	
消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)						
(合併の認可)						
第69条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。						
2 前項の認可については、共済事業又は貸付事業を行う組合にあっては第57条第2項及び第58条の規定を、その他の組合にあっては第57条第2項、第58条及び第59条の規定を準用する。						
(設立認可の申請)						
第57条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会議事録の謄本及び役員名簿を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。						
2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。						
(設立の認可)						
第58条 行政庁は、前条第1項の申請があつたときは、その組合が第2条第1項各号に掲げる要件を欠く場合、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。						
(認可の期間)						
第59条 第57条第1項の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から2月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。						
2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に、第57条第1項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明書の交付を請求することができる。						
3 行政庁が設立認可の申請に関し発起人に報告を求め、又は第三者に照会を發した場合には、前項の期間は、その報告又は回答のあつた日から、これを起算する。この場合において、第三者に照会を發したときは、行政庁は、第1項の期間内に、発起人に対しその旨の通知を發しなければならない。						